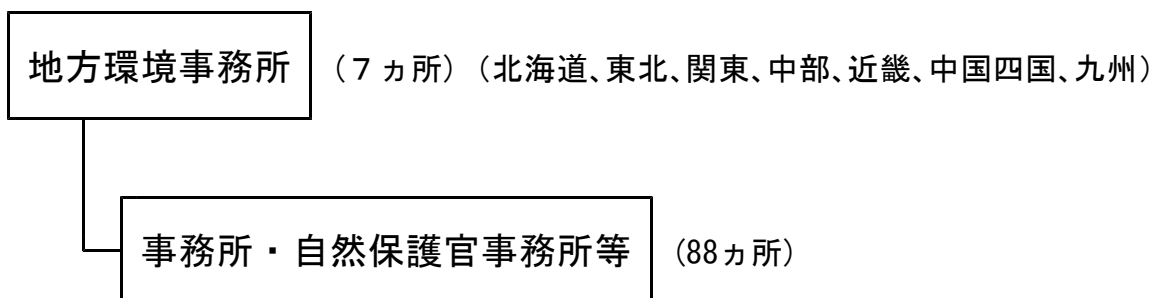


## ○地方環境事務所の概要

地方環境事務所は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策を展開するため、平成17年10月、環境省の地方支分部局として全国7箇所に設置された。

### 1. 地方環境事務所の設置場所及び支所等



2. 定員 400名（平成22年度末）

3. 予算 54億円（平成22年度当初予算）  
（内訳）

（内訳）  
人件費 : 26億円  
一般管理費 : 10億円  
政策事業費 : 18億円

### 4. 業務内容

地方環境事務所は、4課体制を基本とし次のような業務（裏面）を行っている。

## 5. 各課の主な業務

### (1) 廃棄物・リサイクル対策課

- ・ 廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく廃棄物の輸出入に関する事務
- ・ 個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等
- ・ 廃棄物処理法に基づく立入検査等
- ・ 廃棄物処理法に基づく緊急時の指示又は事務執行に関する事務

### (2) 環境対策課

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度に関する説明会の実施、相談業務
- ・ 京都議定書目標達成計画の推進のための地域における地球温暖化対策に関する広報啓発・相談
- ・ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査
- ・ 公害規制法に基づく緊急時の報告徴収及び立入検査等

### (3) 国立公園・保全整備課

- ・ 国立公園の整備
- ・ 国立公園の保護及び利用に係る規制等
- ・ 世界自然遺産登録地域の保護、保存及び整備
- ・ 自然環境の健全な利用の推進に関する事務
- ・ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全、管理

### (4) 野生生物課

- ・ 希少野生動植物の種の保存
- ・ 国指定鳥獣保護区における保全事業
- ・ 野生鳥獣の保護管理、鳥獣の輸出入の規制
- ・ 外来生物法に基づく外来生物対策
- ・ 遺伝子組換え生物に関する立入検査等
- ・ ラムサール条約湿地の保全、管理

## 地方環境事務所に関するこれまでの経緯

<昭和 46 年>

環境庁発足

自然保護局（現自然環境局）の組織として、国立公園管理事務所（全国 6 カ所）を設置

<昭和 49 年>

行政管理庁（現総務省）の管区行政監察局に環境調査官を配置開始

<平成 5 年～13 年>

第一期地方分権改革

平成 11 年 7 月 地方分権一括法成立（機関委任事務廃止等）

<平成 13 年>

1 月 中央省庁再編により環境省設置

○厚生省より、廃棄物処理行政を移管

10 月 地方環境対策調査官事務所設置（全国 9 カ所）

○環境調査官を総務省から環境省に移管し、環境省大臣官房政策評価広報課の組織として設置

<平成 17 年>

4 月 環境省設置法改正により、地方支分部局としての地方環境事務所設置決定

10 月 地方環境事務所の設置（全国 7 ブロック）

○自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合